

平成 27 年 10 月 30 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(コード番号：8628 東証第一部)**未成年口座を対象とした『現金贈与支援サービス』の開始について
～未成年者への資産移転を後押しします～**

松井証券は、平成 27 年 10 月 31 日（予定）より、「未成年口座」への贈与に限定した、現金を対象とする『贈与支援サービス』を開始いたします。

『贈与支援サービス』とは、贈与する顧客と贈与を受ける顧客双方の指示に基づき、株式の振替処理を行うサービスです。「贈与税の年間基礎控除額を利用して、相続対策として株式の生前贈与を適切に行いたい」という個人投資家のニーズに応えるため、平成 14 年より導入し、スムーズな株式贈与の機会を提供してまいりました。

来年 4 月より開始されるジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）は、世代間の資産移転と長期的な資産形成に寄与することが期待されています。これは、当社が平成 14 年より「未成年口座」を取り扱う趣旨に合致しております。そこで当社は、世代間の資産移転を後押しする観点から、「未成年口座」への贈与に限定した、現金を対象とする贈与支援サービスを開始することを決定しました。

当社は、ジュニア NISA 口座における株式委託手数料を恒久的に無料とすることを決定したほか、「未成年口座」における株式委託手数料をキャッシュバックするキャンペーンを実施しており、未成年者ができるだけコストを抑えて資産運用を行える仕組みを整えております。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上

【松井証券の贈与支援サービスの概要】

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象商品 | <u>株式</u> 一般口座で保有している株式（特定口座および NISA 口座で保有している株式、単元未満株は対象外） <u>現金</u> 1 円以上 1 円単位 (親権者口座から未成年口座への贈与に限る) |
| 手数料 | 無料 |

<金融商品取引法に係る表示>

- 株式取引は、株価の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- NISA 口座、ジュニア NISA 口座の株式取引の委託手数料は、インターネット経由の場合無料です。課税ジュニア NISA 口座での株式取引の委託手数料は、現時点では未定です。
- NISA 口座で買付けできるのは同一年に一つの金融機関に限られます（金融機関等を変更した場合を含む）。ジュニア NISA 口座は、未成年者一人につき一つの金融機関、一口座のみ開設できます。なお、NISA 口座と異なり、年度毎に金融機関の変更はできません。
- ジュニア NISA 口座には、払出し制限があります。3月31日時点で18歳である年の1月1日以降、払出しが可能となります。
- 松井証券における NISA 口座、ジュニア NISA 口座での取扱商品は上場株式、上場投資信託(ETF)、上場投資証券(ETN)、不動産投資信託(REIT)です。
- NISA 口座、ジュニア NISA 口座の損失は、他の口座の利益と通算できません。
- NISA 口座、ジュニア NISA 口座で保有する上場株式等の配当金は「株式数比例配分方式」で受け取った場合のみ非課税となります。
- 非課税投資枠の未使用分は翌年以降へ繰越しできません。
- ジュニア NISA 口座についての案内は、準備中の内容を基に作成しており、今後変更になる可能性があります。
- 未成年口座および贈与支援サービスの詳細は当社 WEB サイトでご確認ください。
- 当社 WEB サイトの上場有価証券等書面、取引規程、取引ルール、約款等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 口座基本料は個人の場合には原則無料です。※各種書面の郵送交付には、税抜年間 1,000 円をご負担いただく場合があります。
- 業者名等 松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 164 号
- 加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート（平日 08:30～17:00）
0120-021-906（03-5216-0617）

【報道関係からのお問い合わせ先】

常務取締役 和里田 聡
03-5216-8650